

5 不当な裁判管轄

その契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させること。



6 利益を不当に害する

法令による規定に比べて、消費者の権利を制限したり、消費者の義務を加重して、不当に消費者の利益を害する内容の条項を定めた契約を締結させること。



7 説明と契約内容の不一致

消費者が購入の意思を示した商品等と異なるものを記載したり、事前に消費者に説明した内容と異なることを記載した契約を締結させること。



8 返済不能となる者への販売

商品等の購入に伴う金融機関からの借り入れやその他の信用の供与が消費者の返済能力を超えることが明らかなのに、そのような信用の供与を伴った契約を締結させること。



9 名義の借用

消費者に名義を貸してくれるよう求めたり、消費者をあざむき、そのかして、実体と異なる契約やその意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。



10 不当な過量販売

消費者にとって不当に過大な量や不当に長期にわたり供給される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。



3 債務履行に関する行為

事業者と消費者の間で成立した契約について、消費者が債務の履行をしないことがあったとしても、事業者は法令や常識に則って催促すべきで、消費者をあざむいたり、日常生活を脅かすような手段をとってはいけません。また、事業者の債務について、正当な理由なく拒否したり、遅延させるような行為は許されません。

1 欺まん、威迫による履行強要

消費者やその保証人、その他法律上支払い義務のある者（以下「消費者等」という）をあざむいたり、威圧的、畏怖させるような言動によって、債務の履行を迫ること。



2 困惑行為による履行強要

正当な理由なく、長時間または反復して、あるいは早朝や深夜に、電話をかけたリ訪問するなど消費者を困惑させるような言動によって、債務の履行を迫ること。

